

日付	法人	
	会計税務	社会保険
11月1日(火)		
11月2日(水)		
11月3日(木)		
11月4日(金)		
11月5日(土)		
11月6日(日)		
11月7日(月)		
11月8日(火)		
11月9日(水)		
11月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税の納付期限(10月分) ●住民税特別徴収税額の納付期限(10月分) 	
11月11日(金)		
11月12日(土)		
11月13日(日)		
11月14日(月)		
11月15日(火)		
11月16日(水)		
11月17日(木)		
11月18日(金)		
11月19日(土)		
11月20日(日)		
11月21日(月)		
11月22日(火)		
11月23日(水)		
11月24日(木)		
11月25日(金)		
11月26日(土)		
11月27日(日)		
11月28日(月)		
11月29日(火)		
11月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●法人税の確定申告・納付期限(9月決算法人) ●消費税の確定申告・納付期限(9月決算法人) ●法人税、法人住民税、法人事業税の中間申告・納付期限(3月決算法人) ●消費税の中間申告・納付期限(3月決算法人・48万超) ●消費税の中間申告・納付期限(6月、12月決算法人・400万超) 	●健康保険・厚生年金保険料の支払(10月分)
12月1日(木)		
12月2日(金)		
12月3日(土)		
12月4日(日)		
12月5日(月)		
12月6日(火)		
12月7日(水)		
12月8日(木)		
12月9日(金)		
12月10日(土)		
12月11日(日)		
12月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税の納付期限(11月分) ●住民税特別徴収税額の納付期限(11月分) ●住民税特別徴収税額の納付期限(納期の特例の場合:6月分～11月分) 	
12月13日(火)		
12月14日(水)		
12月15日(木)		
12月16日(金)		

12月17日(土)		
12月18日(日)		
12月19日(月)		
12月20日(火)		
12月21日(水)		
12月22日(木)		
12月23日(金)	●年末調整(最終給与支払日に実施)	●賞与支払届(5日以内に提出)
12月24日(土)		
12月25日(日)		
12月26日(月)		
12月27日(火)		
12月28日(水)		
12月29日(木)		
12月30日(金)		
12月31日(土)		
1月1日(日)		
1月2日(月)		
1月3日(火)		
1月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●法人税の確定申告・納付期限(10月決算法人) ●消費税の確定申告・納付期限(10月決算法人) ●法人税、法人住民税、法人事業税の中間申告・納付期限(4月決算法人) ●消費税の中間申告・納付期限(4月決算法人・48万超) ●消費税の中間申告・納付期限(1月、7月決算法人・400万超) ●固定資産税(都市計画税)の納付 第3期分(ただし、市町村で定める日が納付期限) 	●健康保険・厚生年金保険料の支払(11月分)
1月5日(木)		
1月6日(金)		
1月7日(土)		
1月8日(日)		
1月9日(月)		
1月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税の納付期限(12月分) ●住民税特別徴収税額の納付期限(12月分) 	
1月11日(水)		
1月12日(木)		
1月13日(金)		
1月14日(土)		
1月15日(日)		
1月16日(月)		
1月17日(火)		
1月18日(水)		
1月19日(木)		
1月20日(金)	●源泉所得税の納付期限(納期の特例の場合:7月分~12月分)	
1月21日(土)		
1月22日(日)		
1月23日(月)		
1月24日(火)		
1月25日(水)		
1月26日(木)		
1月27日(金)		
1月28日(土)		
1月29日(日)		
1月30日(月)		

<p>1月31日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法人税の確定申告・納付期限(11月決算法人) ●消費税の確定申告・納付期限(11月決算法人) ●法人税、法人住民税、法人事業税の中間申告・納付期限(5月決算法人) ●消費税の中間申告・納付期限(5月決算法人・48万超) ●消費税の中間申告・納付期限(2月、8月決算法人・400万超) ●固定資産税の償却資産に関する申告期限 ●法定調書・給与支払報告書等の提出期限 ●住民税(普通徴収)の分割納付期限 第4期分 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払(12月分) ●労働保険料(雇用保険・労災保険)の延納納付期限 第3期分(40万円以上・12月～3月分)
-----------------	--	---